

1. 基本情報（令和5年4月30日現在）

人口	110,645人	保護率	0.93%
----	----------	-----	-------

2. 支援状況（令和3年度）

新規相談受付件数（人口10万人当たり）	34.5/月				
プラン作成件数（人口10万人当たり）	7.1/月				
就労支援対象者数（人口10万人当たり）	4.4/月				
就労・増収率（%）	29.3				
任意事業等の実施状況（令和5年度（予定））					
支援会議	就労準備	家計改善	シェルター	地域居住	子ども
○	○	○	×	×	×

3. 会議の概要等（令和4年度）

構成員	<ul style="list-style-type: none">公共職業安定所社会福祉協議会(生活困窮者自立相談支援事業委託先)市の関係部署
会議の内容	<ul style="list-style-type: none">構成員の所属機関において生活困窮の端緒が窺われる「気になる事案」に関する情報共有を図り、関係者間で問題意識や役割分担について共通の理解を得る包括的に世帯の状況を把握したうえで、関係機関が共通認識の下で支援方針の明確化を行う
開催方法等	毎月第3水曜日（前月末日までに構成員から案件の提案があった場合に開催）
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none">構成員の会議参加が負担とならないよう、案件に応じて構成員の中から出席者を選定する個人情報に配慮のうえで対象者情報を事前に連絡し、関係部署が対応記録や滞納情報等を確認し、具体的な検討を行う場としている

4. 会議設置までのプロセス

設置前

・地域における福祉、就労、教育、住宅その他の生活困窮者に対する支援に関する業務を行う関係機関の狭間で適切な支援が行われない事例があった

・生活困窮者自立相談支援事業を実施する中で、支援窓口につながらない対象者が存在すること、窓口に来たときには状況が複雑化して支援が困難となっていること、対象者の同意が得られずに関係機関と情報共有が進まず、深刻な困窮の状況を見逃したり、予防的な対応をとることができないなどの事例が把握されていた

関係部署への周知【6ヶ月前】

・市の担当課長を対象として「生活困窮者支援会議」の制度説明

・担当部署が抱える課題を把握し、支援会議の設置目的について共通理解を図った

設置に向けて

市長協議【6ヶ月前】【4ヶ月前】

・1回目の協議において支援会議の趣旨説明を行い、関係部署の当事者意識の希薄化の懸念、会議開催の事務負担増加、個人情報取り扱いについて検討課題となった

・課題を整理したうえで2回目の協議を実施し、奥州市独自の方法を整備し、事業実施により一人でも二人でも救えると信念を持って進めるよう指示があった

設置要綱・要領策定【1ヶ月前】

・奥州市生活困窮者支援会議設置要綱、運営要領を制定

・関係部署の課長補佐級職員を対象に担当者会議を実施して会議の内容を周知

令和4年4月 事業開始

会議開催

・令和4年5月に第1回会議を開催（令和4年度中1回の開催）

・対象者、高齢の母、小学生の3人世帯が住居を失った案件だったが、住宅担当課の公営住宅入居支援、困窮者事業による火災保険金申請支援、教育委員会による通学支援など、関係部署それぞれの役割を整理し対応することができた